

「コムストックローン約款」【コムストックローン・E*トレード】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成19年9月30日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第1条(趣旨)</p> <p>1 この約款は、大阪証券金融株式会社(以下「当社」といいます。)のコムストックローン・E*トレード(以下「コムストックローン」といいます。)を利用されるお客様とSBIイー・トレード証券株式会社(以下「<u>提携証券会社</u>」)といいます。)および当社との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、当社が、<u>提携証券会社</u>に保護預り口座を開設しているお客様(提携証券会社に信用取引口座を開設されているお客様は除きます。以下同じとします。)に対し、当該お客様が同口座に寄託している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p> <p>第2条(融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約が成立した場合は、お客様にログインIDおよびパスワードを発行します。ログインIDおよびパスワードについては次のとおり取り扱います。</p> <p>~ (略)</p> <p>ログインIDおよびパスワードの管理はお客様の責任において行うものとします。ログインIDおよびパスワードの漏洩によって発生した損害について当社および<u>提携証券会社</u>はいっさいその責任を負いません。ただし、当社および<u>提携証券会社</u>の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 返済は、次の方法によります。</p> <p>(略)</p>	<p>第1条(趣旨)</p> <p>1 この約款は、大阪証券金融株式会社(以下「当社」といいます。)のコムストックローン・E*トレード(以下「コムストックローン」といいます。)を利用されるお客様とSBIイー・トレード証券株式会社(以下「<u>証券会社</u>」)といいます。)および当社との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、当社が、<u>証券会社</u>に保護預り口座を開設しているお客様(証券会社に信用取引口座を開設されているお客様は除きます。以下同じとします。)に対し、当該お客様が同口座に寄託している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p> <p>第2条(融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約が成立した場合は、お客様にログインIDおよびパスワードを発行します。ログインIDおよびパスワードについては次のとおり取り扱います。</p> <p>~ (略)</p> <p>ログインIDおよびパスワードの管理はお客様の責任において行うものとします。ログインIDおよびパスワードの漏洩によって発生した損害について当社および<u>証券会社</u>はいっさいその責任を負いません。ただし、当社および<u>証券会社</u>の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 返済は、次の方法によります。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>評価対象担保を売却して当該売却代金（<u>提携証券会社</u>への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）を返済に充当（以下「売却返済」といいます。）する方法。</p> <p><u>提携証券会社</u>の預り金（以下単に「預り金」といいます。）を返済に充当（以下「預り金返済」といいます。）する方法。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 前号 に定める売却返済は、お客様が評価対象担保を売却した場合、当社はおお客様から委任を受け、お客様に代わって、売却約定された評価対象担保を<u>提携証券会社</u>へ引き渡し、当該売却代金のうち当社が指定する返済必要額を<u>提携証券会社</u>から受け取り、返済に充当します。</p> <p>(5) 第3号 に定める預り金返済は、お客様から申込みを受けた場合、当社はおお客様から委任を受け、<u>提携証券会社</u>に金銭の引出しを請求し、お客様に代わって、当該金額を<u>提携証券会社</u>から受け取り、返済に充当します。</p> <p>(6) 前2号に定める事項に関する委任については、次のとおり取り扱います。</p> <p>（略）</p> <p>お客様は、お客様の<u>提携証券会社</u>に対する売却代金引渡請求権または預り金返還請求権を第三者に譲渡したり、第三者のために担保を設定したり、重ねて受領を委任しないこと。</p> <p>お客様は、当社が指定する返済必要額または預り金返済にかかる金額を直接、<u>提携証券会社</u>から受領しないこと。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第3条（担保）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 担保を差し入れる場合は、当社所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、<u>提携証券会社</u>に寄託している有価証券（当該<u>提携証券会社</u>の保護預り取引にかかるいっさいの権利を含みます。）に根質権を設定していただきます。この場合において、<u>提携証券会社</u>に寄託している有価証券が、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の証券保管振替制度の振替決済にかかる証券であるときは、保振</p>	<p>評価対象担保を売却して当該売却代金（<u>証券会社</u>への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）を返済に充当（以下「売却返済」といいます。）する方法。</p> <p><u>証券会社</u>の預り金（以下単に「預り金」といいます。）を返済に充当（以下「預り金返済」といいます。）する方法。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 前号 に定める売却返済は、お客様が評価対象担保を売却した場合、当社はおお客様から委任を受け、お客様に代わって、売却約定された評価対象担保を<u>証券会社</u>へ引き渡し、当該売却代金のうち当社が指定する返済必要額を<u>証券会社</u>から受け取り、返済に充当します。</p> <p>(5) 第3号 に定める預り金返済は、お客様から申込みを受けた場合、当社はおお客様から委任を受け、<u>証券会社</u>に金銭の引出しを請求し、お客様に代わって、当該金額を<u>証券会社</u>から受け取り、返済に充当します。</p> <p>(6) 前2号に定める事項に関する委任については、次のとおり取り扱います。</p> <p>（略）</p> <p>お客様は、お客様の<u>証券会社</u>に対する売却代金引渡請求権または預り金返還請求権を第三者に譲渡したり、第三者のために担保を設定したり、重ねて受領を委任しないこと。</p> <p>お客様は、当社が指定する返済必要額または預り金返済にかかる金額を直接、<u>証券会社</u>から受領しないこと。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第3条（担保）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 担保を差し入れる場合は、当社所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、<u>証券会社</u>に寄託している有価証券（当該<u>証券会社</u>の保護預り取引にかかるいっさいの権利を含みます。）に根質権を設定していただきます。この場合において、<u>証券会社</u>に寄託している有価証券が、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の証券保管振替制度の振替決済にかかる証券であるときは、保振法その他の</p>

新	旧
<p>法その他の法令の定めおよび機構が定めるところにより、お客様は当社とともに<u>提携証券会社</u>に対して顧客口座簿上に当社の質権口座の開設を申請し、<u>提携証券会社</u>が同口座へ振替記載する方法により根質権を設定するものとします。</p> <p>3 前項後段に定める当社の質権口座の開設については、第2条第1項による本契約の成立をもって、お客様と当社から<u>提携証券会社</u>に対して申請が行われたものとみなします。</p> <p>また、お客様の顧客口座に有価証券が寄託された場合は、そのつど、お客様より<u>提携証券会社</u>に対し当社の質権口座への振替記載の請求がなされたものとして取り扱います。</p> <p>4 評価対象担保とは、担保有価証券のうち評価の対象とするものとし、国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 担保有価証券の返戻(担保有価証券を売却したときを除きます。)は、コムストックローンにかかる債務がない場合に限り行うものとし、返戻の請求は、<u>提携証券会社</u>に対し、<u>提携証券会社</u>の定める方法により行うものとします。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 お客様は、<u>提携証券会社</u>に対し、担保有価証券に対する根質権の設定等のために必要ないっさいの事務手続を依頼するものとします。</p> <p>9 お客様は、当社が担保有価証券の保管・管理等にかかる事務を<u>提携証券会社</u>に委託することについては、これに同意し、<u>提携証券会社</u>と当社の定めるところに従うものとします。</p> <p>10 担保有価証券については、この約款の規定が、<u>提携証券会社</u>の保護預り約款の規定に優先するものとします。</p> <p>第4条(担保不足)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 お客様は、前項の担保不足の場合において、当社の<u>提携証券会社</u>への指示により当社が債権保全上必要と認める範囲内において、<u>提携証券会社</u>からの金銭の引出し(預</p>	<p>法令の定めおよび機構が定めるところにより、お客様は当社とともに<u>証券会社</u>に対して顧客口座簿上に当社の質権口座の開設を申請し、<u>証券会社</u>が同口座へ振替記載する方法により根質権を設定するものとします。</p> <p>3 前項後段に定める当社の質権口座の開設については、第2条第1項による本契約の成立をもって、お客様と当社から<u>証券会社</u>に対して申請が行われたものとみなします。</p> <p>また、お客様の顧客口座に有価証券が寄託された場合は、そのつど、お客様より<u>証券会社</u>に対し当社の質権口座への振替記載の請求がなされたものとして取り扱います。</p> <p>4 評価対象担保とは、担保有価証券のうち評価の対象とするものとし、国内の<u>証券取引所</u>に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 担保有価証券の返戻(担保有価証券を売却したときを除きます。)は、コムストックローンにかかる債務がない場合に限り行うものとし、返戻の請求は、<u>証券会社</u>に対し、<u>証券会社</u>の定める方法により行うものとします。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 お客様は、<u>証券会社</u>に対し、担保有価証券に対する根質権の設定等のために必要ないっさいの事務手続を依頼するものとします。</p> <p>9 お客様は、当社が担保有価証券の保管・管理等にかかる事務を<u>証券会社</u>に委託することについては、これに同意し、<u>証券会社</u>と当社の定めるところに従うものとします。</p> <p>10 担保有価証券については、この約款の規定が、<u>証券会社</u>の保護預り約款の規定に優先するものとします。</p> <p>第4条(担保不足)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 お客様は、前項の担保不足の場合において、当社の<u>証券会社</u>への指示により当社が債権保全上必要と認める範囲内において、<u>証券会社</u>からの金銭の引出し(預り金の出</p>

新	旧
<p>り金の出金)が停止されることに同意するものとします。</p> <p>第5条(追加担保等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、当社は直ちに、担保有価証券を必ずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により当社において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用(提携証券会社に対する諸費用を含みます。)を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には当社はこれを権利者に返還するものとします。</p> <p>3 前項の取立てまたは処分により、残債務が生じた場合またはそのおそれがある場合には、当社の指示により、<u>提携証券会社</u>はお客様の預り金の出金を停止するものとし、お客様は<u>提携証券会社</u>による当該出金の停止措置に対していっさい異議を申し立てないものとします。</p> <p>第6条~7条(略)</p> <p>第8条(危険負担、免責条項等)</p> <p>1 担保有価証券が、事変、災害、その他やむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合に生じた損害については、当社および<u>提携証券会社</u>はその責任を負わないものとします。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 次に掲げる事項により生じた損害については、当社および<u>提携証券会社</u>はその責任を負わないものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社および<u>提携証券会社</u>に故意または重過失がなく発生したシステム障害。</p> <p>6 本契約に基づき行われた担保有価証券に対するいっさいの処分については、<u>提携証券会社</u>に対して異議を申し立てず、これによって生じた損害につき<u>提携証券会社</u>に対して損害賠償の請求を含むいっさいの請求をしないものとします。</p> <p>第9条~11条(略)</p> <p>第12条(個人情報の取扱い)</p> <p>1 当社は、本契約にかかるお客様の個人情報を、あらかじめお客様の同意を得ること</p>	<p>金)が停止されることに同意するものとします。</p> <p>第5条(追加担保等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、当社は直ちに、担保有価証券を必ずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により当社において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用(<u>証券会社</u>に対する諸費用を含みます。)を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には当社はこれを権利者に返還するものとします。</p> <p>3 前項の取立てまたは処分により、残債務が生じた場合またはそのおそれがある場合には、当社の指示により、<u>証券会社</u>はお客様の預り金の出金を停止するものとし、お客様は<u>証券会社</u>による当該出金の停止措置に対していっさい異議を申し立てないものとします。</p> <p>第6条~7条(略)</p> <p>第8条(危険負担、免責条項等)</p> <p>1 担保有価証券が、事変、災害、その他やむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合に生じた損害については、当社および<u>証券会社</u>はその責任を負わないものとします。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 次に掲げる事項により生じた損害については、当社および<u>証券会社</u>はその責任を負わないものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社および<u>証券会社</u>に故意または重過失がなく発生したシステム障害。</p> <p>6 本契約に基づき行われた担保有価証券に対するいっさいの処分については、<u>証券会社</u>に対して異議を申し立てず、これによって生じた損害につき<u>証券会社</u>に対して損害賠償の請求を含むいっさいの請求をしないものとします。</p> <p>第9条~11条(略)</p> <p>第12条(個人情報の取扱い)</p> <p>1 当社は、本契約にかかるお客様の個人情報を、あらかじめお客様の同意を得ること</p>

新	旧
<p>なく第三者に提供いたしません。ただし、法令の定めによる場合は、この限りではありません。なお、当社は、お客様の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において<u>提携証券会社</u>、<u>情報処理会社</u>等に個人情報の取扱いを委託します。</p> <p>2 お客様は、当社が<u>提携証券会社</u>から担保有価証券明細および売買約定明細等の与信管理に必要なお客様の個人情報の提供を受けることに同意するものとします。</p> <p>第13条（解約）</p> <p>1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務があるときは、直ちに弁済していただきます。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) お客様が<u>提携証券会社</u>との保護預り契約を解約したとき。</p> <p>(5) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第14条～第16条 （略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 19 年 9 月</p>	<p>なく第三者に提供いたしません。ただし、法令の定めによる場合は、この限りではありません。なお、当社は、お客様の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において<u>証券会社</u>、<u>情報処理会社</u>等に個人情報の取扱いを委託します。</p> <p>2 お客様は、当社が<u>証券会社</u>から担保有価証券明細および売買約定明細等の与信管理に必要なお客様の個人情報の提供を受けることに同意するものとします。</p> <p>第13条（解約）</p> <p>1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務があるときは、直ちに弁済していただきます。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) お客様が<u>証券会社</u>との保護預り契約を解約したとき。</p> <p>(5) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第14条～第16条 （略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 18 年 7 月</p>